

## 受講資格&lt;基準第10条第3項第1～9号&gt;確認書類

	該当者	必要書類	注意事項
1号	保育士資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証（写し） ・保育士（保母）資格証明書（写し） ・保育士試験合格通知書（写し） ・指定保育士養成施設卒業証明書（写し） ・保育士養成課程修了証明書（写し）	
2号	社会福祉士資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・社会福祉士試験合格通知書（写し） ・公益財団法人社会福祉振興、試験センターが交付する社会福祉士登録証（写し）	
3号	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上（※1）児童福祉事業に従事した者	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書（写し） ・実務経験証明書【様式3】 （2年以上児童福祉事業に従事したことを証明）  <「放課後児童健全育成事業」は児童福祉事業に該当>	
4号	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者（※2）	以下の書類のうちいずれかひとつ ・教育職員免許状（写し） ・教育職員免許状授与証明書（写し可）	写しを提出する場合は、事業所の所属長により原本証明をしてください。 （※3）
5号	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証書（写し）又は卒業証明書（写し） ・単位取得証明書（写し）  ◎卒業証書等だけでは左記の要件を満たす課程を修めたことが分からない場合は、単位取得証明書（写し）も提出。	
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・大学院入学許可書等（写し） ・単位取得証明書（写し）  ◎大学院入学許可書等だけでは左記の要件を満たす単位を修得したことが分からない場合は、単位取得証明書（写し）も提出。	
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研修科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書等（写し） ・単位取得証明書（写し）  ◎修了証明書等だけでは左記の要件を満たす課程を修めたことが分からない場合は、単位取得証明書（写し）も提出。	
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証書（写し）又は卒業証明書（写し） ・単位取得証明書（写し）  ◎卒業証書等だけでは左記の要件を満たす課程を修めたことが分からない場合は、単位取得証明書（写し）も提出。	
9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上（※1）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書（写し） ・実務経験証明書【様式3】 （2年以上児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明） ・当該市町村が適当と認めたことの確認書【様式4】	

○ 氏名変更等により受講資格確認書類の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄（謄）本を併せて提出してください。

○ 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにしてください。

※1 2年以上従事とは、2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度であることが一定の目安です。

※2 養護教諭は、4号（教諭）には該当しませんので他の該当する号で申請してください。

※3 原本証明の例

原本と相違ないことを証明します。  
平成29年〇月〇日  
事業所名  
代表者名 印